

IT時事ネタキーワード「これが気になる！」(第155回)

IT導入補助金の不正受給が続々～「意識せず不正」も多数、支援事業者の「甘言」に注意

2025.02.05



とある日、ITビジネス系のサイトを巡回していた筆者、ただならぬニュースを目にして驚いた。それは、会計検査院が2024年10月21日「国のIT導入補助金事業で、2020年度から2022年度の3か年に1億4755万円の不正受給が見つかったと公表した」というニュース。IT導入補助金は同期間、9万9908社に対して1464億2197万円を受給しているが、見つかった不正受給は氷山の一角で、不正受給を主導していた不適正ベンダー15者の支援した1978事業58億円に対し、不正受給の疑いがあるとして調査を進めているという。



**『業務効率化・コスト削減』でお悩みの方に
おすすめ資料をご紹介します！**

資料ダウンロードはこちら >

IT導入補助金の不正受給が数十億円?! 会計検査院が発表、その実態とは

会計検査院の発表は「会計検査院法第34・36条の規定による処置要求等」から閲覧できる。概要は「報告のポイント」が分かりやすい。IT導入補助金は、本連載でも過去に触れてきたが、まさかこの補助金に多くの不正受給が横行しているとは、夢にも思わなかった筆者である。

実際、「IT導入補助金2025」公式サイトには、「重要なお知らせ」として、「1月23日更新 ※重要※ IT導入補助金は不正を絶対に許しません」が公開されている。ここには「IT導入補助金事務局は不正行為等の調査を行っております。不正行為と判断した場合、交付決定取消、補助金の返還請求、IT導入支援事業者登録取消を行います」と記載されている。ちなみにIT導入支援事業者とは、IT導入補助金の申請者とともに補助事業を実施するパートナー事業者のことだ。

「IT導入補助金では、以下の行為はすべて不正であり、犯罪です」と書かれた「不正行為について」、さらに「立ち入り調査について」「補助金の返還について」「不正に関する情報提供について」に分けて、不正行為に当たる内容、疑わしい場合の立ち入り調査について、後から不正受給であると判断し補助金を返還したい場合の手続きの流れ、不正受給と思われる場合の情報提供について、などが詳述されている。

よくある手口は？ 費用を偽り補助金申請、導入後の結果報告を偽る、など… 続きを読む